

# 下水排除基準(所沢市)

R6. 4. 1 改定

	事業場別 排除量別	下水排除基準	特定事業場					特定事業場以外						
			排除量 : m3/日					排除量 : m3/日						
			∞	50	30	10	0	∞	50	30	10	0		
条	温度	45℃以下	※					※						
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380未満												
例	水素イオン濃度(pH)	5以上9以下	※	※				※						
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600以下												
の	浮遊物質	600以下												
	よいう素消費量	220以下	※	(適用除外)				※	(適用除外)					
基	ノルマルヘキサン	ニル油類	5以下	※	※						※			
	抽出物質含有量	動植物油脂類	30以下	※	※						※			
準	窒素含有量	240以下												
	燐含有量	32以下												
政	銅及びその化合物	3以下												
	亜鉛及びその化合物	2以下												
令	クロム及びその化合物	2以下												
	フェノール類	5以下												
の	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下												
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下												
基	カドミウム及びその化合物	0.03以下												
	シアン化合物	1以下												
準	有機燐化合物	1以下												
	鉛及びその化合物	0.1以下												
の	六価クロム化合物	0.2以下												
	ヒ素及びその化合物	0.1以下												
基	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下												
	アルキル水銀化合物	検出されないこと												
準	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下												
	トリクロロエチレン	0.1以下												
の	テトラクロロエチレン	0.1以下												
	ジクロロメタン	0.2以下												
基	四塩化炭素	0.02以下												
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下												
準	1,1-ジクロロエチレン	1以下												
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下												
の	1,1,1-トリクロロエタン	3以下												
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下												
基	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下												
	チウラム	0.06以下												
準	シマジン	0.03以下												
	チオベンカルブ	0.2以下												
の	ベンゼン	0.1以下												
	セレン及びその化合物	0.1以下												
基	ほう素及びその化合物	10以下												
	ふっ素及びその化合物	8以下												
準	1,4-ジオキサン	0.5以下												
	ダイオキシン類	10以下												

(注) 1 単位は、温度(℃)、pH、ダイオキシン類(pg-TEQ/L)以外は、すべてmg/Lです。

2 表の色の根拠は下記のとおりです。

<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #ff69b4; border: 1px solid black;"></span> 法12条の2第1項	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black;"></span> 法12条の11第1項 (条例10条の3)	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black; text-align: left; vertical-align: middle;">※</span> 法12条
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #ff69b4; border: 1px solid black;"></span> 法12条の2第5項(条例10条)		(条例10条の2)(雨水管にも適用可)
処理場放流水の水質確保 ↓ 直罰	処理場放流水の水質確保 ↓ 除害施設の設置等	下水道の機能、施設の保全 ↓ 除害施設の設置等

3 ダイオキシン類の直罰は、ダイ特措法水質基準対象施設に係わる特定事業場のみです。

4 政令の基準は、下水道法施行令第9条の4による。条例の基準は、下水道条例第10条、第10条の2及び第10条の3による。なお適用除外に係わる排除量(裾切り)は下水道条例施行規則第9条及び第10条による。

5 pHから燐含有量までに係る直罰対象適用除外の排除量は、「排水基準を定める総理府令」により、50m3/日未満をいう。また銅及びその化合物からふっ素化合物に係わる直罰対象適用除外の排除量は、埼玉県「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」により、10m3/日未満をいう。